

■自己負担限度額と入院時の食事代（1食あたり）

負担割合 (※1)	適用区分	自己負担限度額(月額)		年間上限額 (※5)	入院時の 食事代 (1食)
		外来(個人)	外来+入院 (世帯)		
3割	現役並みⅢ 課税所得(※2) 690 万円以上	270,300 円 + (医療費の総額 - 901,000 円) × 1% < 4 回目以降 (※4) 140,100 円>		1,680,000 円	550 円
	現役並みⅡ 課税所得(※2) 380 万円以上	179,100 円 + (医療費の総額 - 597,000 円) × 1% < 4 回目以降 (※4) 93,000 円>		1,110,000 円	550 円
	現役並みⅠ 課税所得(※2) 145 万円以上	85,800 円 + (医療費の総額 - 286,000 円) × 1% < 4 回目以降 (※4) 44,400 円>		530,000 円	550 円
2割	一 般 課税所得(※2) 145 万円未満	22,000 円 < 年間上限 (※3) 216,000 円>	61,500 円 < 4 回目以降 (※4) 44,400 円>	530,000 円	550 円
	低所得者Ⅱ 世帯主及び国保加入者の 世帯員全員が住民税非課税 の方(低所得者Ⅰ以外の方)	11,000 円 < 年間上限 (※3) 96,000 円>	25,700 円 < 4 回目以降 (※4) 24,600 円>	290,000 円	270 円 220 円☆
	低所得者Ⅰ 世帯主及び国保加入者の 世帯員全員が住民税非課税 であり、その世帯員の各 所得が必要経費・各種控除 を差し引いたときに0円以下 となる方 (年金収入は 82.65 万円 以下の方)	8,000 円	15,700 円	180,000 円	130 円

◆自己負担限度額は 1 か月ごとに計算します。

◆医科と歯科、外来と入院は別々に計算します。(同じ医療機関の場合も含む)

※1 資格確認書または資格情報のお知らせに記載の負担割合のこと。

※2 課税所得: 同じ世帯の 70 歳から 74 歳までの国保加入者の住民税課税所得のこと。

※3 年間上限: 8 月から翌年 7 月までのうち、負担割合が 2 割であった月の外来の自己負担額の合計に対しての適用。

※4 4 回目以降: 過去 12 か月以内に、同じ世帯で 4 回以上高額療養費に該当した場合。

※5 年間上限は 8 月～翌年 7 月の一年間で計算します。

☆ 過去 12 か月以内の入院日数が 91 日以上で「長期認定」を受けた場合